

宮 監 公 表 第 1 5 号
令 和 6 年 3 月 2 5 日

宮崎市監査委員	阪 元 勇
宮崎市監査委員	松 浦 史 典
宮崎市監査委員	上 田 武 広
宮崎市監査委員	関 師 勝 幸

定期監査措置状況の公表について

令和5年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
地域振興部
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

令和5年度定期監査結果に対する措置状況通知書

令和5年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置したので通知如下です。

部局名	指摘事項等	措置状況
地域振興部 (1)	行政財産目的外使用において、減免申請書の提出がなげまま減免しているものや、正確な使用面積や設置場所が確認できる資料の添付がないまま使用料を算定しているもの、算定した使用料とは異なる額で許可し過少に徴収しているもの、取扱基準に基づく使用料算定を行っていないものがあつた。 (地域コミュニティ課、文化・市民活動課)	<p>○減免申請書の添付のない減免については、申請者に書類の提出を徹底するとともに、チェックリストに基づき確認作業を徹底する。</p> <p>○面積や設置場所が確認できる資料の添付がない使用料の算定については、根拠資料に基づいて使用料を適切に算定し、相手方に説明を行い、追加徴収等の手続きを行う。今後は、申請者に対し添付書類の提出を徹底するとともに、確認作業を徹底し、適正な事務処理を行う。</p> <p>○過少に徴収していたものについては追徴の手続きを行う。 今後は適正な算定を行うとともに、担当者以外の職員による精査と決裁者によるチェックを確実に確認を実施することとした。</p> <p>○使用料算定については、関係課と協議を行い使用料額を定めた。</p>

令和6年2月29日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 清山 知憲

